

# 中小事業者等の取引公正化・ アドボカシー（競争唱導）に係る取組

令和 4 年 5 月  
公正取引委員会

# 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

# 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

- 令和3年12月、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会）が取りまとめられた。
- 令和4年3月、公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージを踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。

## 公正取引委員会の取組

- ① 価格転嫁円滑化スキームを通じた関係省庁との連携強化
- ② 独占禁止法の執行強化
- ③ 下請法の執行強化

- 個別事業者に対する「点」としての取組強化に加え、関係省庁と連携した業種別対応である「面」としての取組強化を実施。
- サプライチェーン全体の連鎖に着目し、垂直的な取引の適正化を推進。

# 価格転嫁円滑化スキームを通じた関係省庁との連携強化

- 今後速やかに下請法措置実績等の業種別分析結果を公表し、重点立入業種を選定の上、重点的な立入調査を実施。
- さらに、法違反が多く認められる業種については、関係省庁と連携した自主点検の要請を実施。

## 公正取引委員会・中小企業庁における下請法処理件数 (令和3年度速報値：買いたたき1,186件)

### 製造業に対する処理件数の内訳

業種	件数	割合
金属製品製造業	70件	16.7%
生産用機械器具製造業	64件	15.3%
輸送用機械器具製造業	38件	9.1%
その他	247件	58.9%
合計	419件	100%

### 製造業以外に対する処理件数の内訳

業種	件数	割合
道路貨物運送業	175件	22.8%
情報サービス業	83件	10.8%
技術サービス業	71件	9.3%
その他	438件	57.1%
合計	767件	100%

# 独占禁止法・下請法の執行強化（１）

## 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査

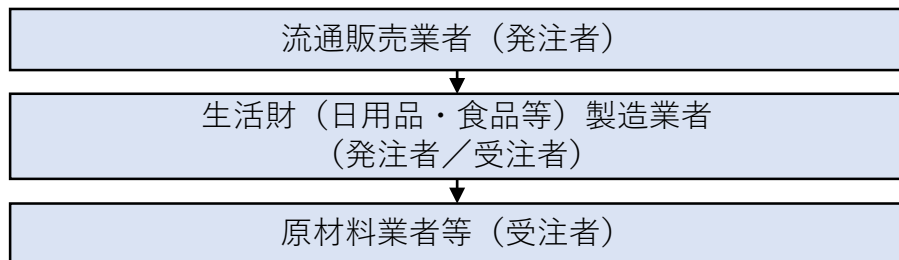
- 令和４年３月、関係省庁からの情報提供や要請を踏まえ、**サプライチェーンのつながりに基づき**（①生活関連商品の製造・販売、②部品・完成品のものづくり、③サービスの提供）、コスト上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種として、緊急調査の対象となる**２２の業種を選定**。**６月に１０万社程度の書面調査を開始し、夏以降に立入調査を実施**。さらに、関係事業者に対して**具体的な懸念事項を明示した文書を送付**の上、**令和４年内を目途に調査結果を取りまとめる**。

### 緊急調査の対象となる２２業種

番号	業種名	番号	業種名
1	総合工事業	12	電気機械器具製造業
2	食料品製造業	13	輸送用機械器具製造業
3	家具・装備品製造業	14	放送業
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	映像・音声・文字情報制作業
5	印刷・同関連業	16	道路貨物運送業
6	窯業・土石製品製造業	17	各種商品卸売業
7	非鉄金属製造業	18	飲食料品卸売業
8	金属製品製造業	19	各種商品小売業
9	はん用機械器具製造業	20	飲食料品小売業
10	生産用機械器具製造業	21	広告業
11	業務用機械器具製造業	22	その他の事業サービス業

# (参考) サプライチェーン・バリューチェーン全体の価格転嫁の構造

## 類型1 生活・暮らしを支え、豊かにする各種商品を製造・販売する生活関連のサプライチェーンを構築しているもの

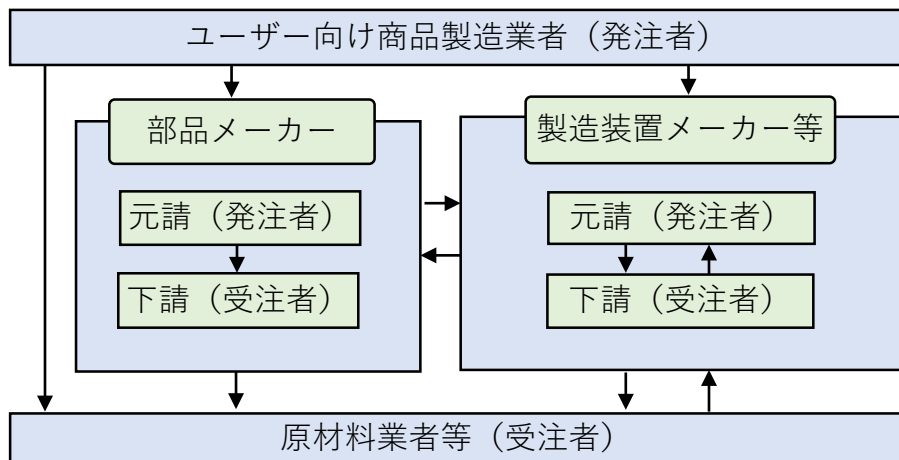


### 中心となる対象業種

食料品製造業  
パルプ・紙・紙加工品製造業  
印刷・同関連業

各種商品卸売業  
飲食料品卸売業  
各種商品小売業  
飲食料品小売業

## 類型2 原材料から加工、部品、完成品の納入というサプライチェーンを形成しているもの

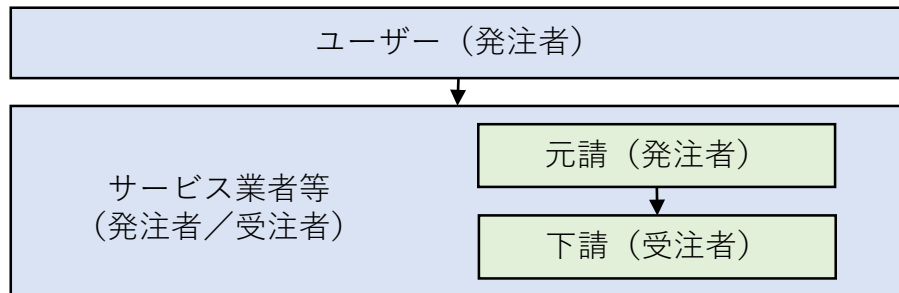


### 中心となる対象業種

パルプ・紙・紙加工品製造業  
印刷・同関連業  
窯業・土石製品製造業  
非鉄金属製造業  
金属製品製造業

はん用機械器具製造業  
生産用機械器具製造業  
業務用機械器具製造業  
電気機械器具製造業  
輸送用機械器具製造業

## 類型3 生活・暮らしを支え、豊かにするサービスの提供に関するものであって、役務の委託関係があるもの



### 中心となる対象業種

総合工事業  
家具・装備品製造業  
窯業・土石製品製造業  
非鉄金属製造業  
金属製品製造業

放送業  
映像・音声・文字情報制作業  
道路貨物運送業  
広告業  
その他の事業サービス業

※下請・孫請取引もある

## 独占禁止法・下請法の執行強化（２）

### 執行体制・運用の強化

- 令和４年２月、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行体制の強化を図るため、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新設。執行体制の更なる強化を図る観点から、「関係事業者に立入調査を行う「優越Gメン」の体制を創設する。
- 下請取引の監督強化のため、「企業取引関係情報を一元的に管理するシステムを構築の上、令和４年内に運用を開始し、「DXの推進を通じた執行体制の強化を図る。
- 「再発防止が不十分と認められる事業者に対する下請法の運用強化を開始する。具体的には、下請法違反行為について繰り返し指導を受けることとなる事業者等に対し、必要に応じて、「取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていく。

# 独占禁止法・下請法の執行強化（3）

## 大企業とスタートアップとの取引に関する調査

- 令和4年3月に策定した「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」にのっとり、大企業とスタートアップとの取引について、6月に2万社程度の書面調査を開始し、夏以降に立入調査を実施。関係事業者に懸念事項を明示した文書を送付し、令和4年内を目途に調査結果を取りまとめる。

## 相談対応の強化

- 下請法に関する相談を受け付けている「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を図るなど、下請事業者が相談しやすい環境の整備に向けた取組を進める。

年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
優越的地位の濫用・下請法に関する相談	9,239件	9,112件	10,277件	10,838件	12,096件

## サプライチェーン全体の連鎖を踏まえた対応強化

- 各種調査・情報提供の結果を踏まえ、サプライチェーン全体の連鎖に着目し、垂直的な取引の適正化を図る観点から、優越的地位にある事業者とその取引の相手方との間で一方的なコスト負担が生じないように、事例及び考え方を取りまとめる。



# 公正取引委員会のアドボカシー（競争唱導）活動

# 公正取引委員会の使命

- 成長と分配の好循環を実現するための鍵は、競争環境の整備を図る競争政策の強化。
- 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を通じた企業の活力向上、消費者の効用拡大、イノベーションの活性化を図るため
  - 厳正な法執行によって競争を回復する「エンフォースメント」
  - 競争環境を整備するための「アドボカシー（競争唱導）」を「車の両輪」として取り組んでいる。

## エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

### ● 違反事件審査

- ・独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
- ・下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

### ● 企業結合審査

- ・ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

## アドボカシー（競争唱導）

～競争環境の整備～

- **ガイドラインの策定** 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止  
・企業のコンプライアンスの向上
- **実態調査** 競争制限的な民間慣行の改善
- **規制改革に関する提言**
- **国際連携** 競争政策の国際的収れんの推進
- **国民的理解の増進**

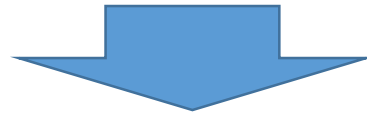
# 公正取引委員会のアドボカシー（競争唱導）活動

- 社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応していくためには、様々な分野の新たな課題について、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を端的に指摘し、考え方・あるべき姿を分かりやすく提示し、関係府省庁、関係事業者等に対し改善を働きかけること（アドボカシー）が重要。
- これにより、社会経済の構造の抜本的な改革につなげるなど、事業者のイノベーション・成長を促す競争環境を適切に整備することで、国民全体の利益の向上を実現。
- 公正取引委員会が、最近、アドボカシーを行った分野は以下のとおり。
  - クレジットカード取引
  - IPOにおける公開価格設定プロセス
  - デジタル広告
  - コンビニエンスストア
  - 飲食店ポータルサイト
  - 官公庁における情報システム調達
  - 携帯電話
  - スタートアップ
  - QRコード等を用いたキャッシュレス決済
  - オンラインモール・アプリストア
- 現在、以下のような分野において実態調査を行っており、その結果を踏まえてアドボカシーを行う予定。
  - クラウドサービス、モバイルOS等
  - ソフトウェア制作業・受託システム開発業

# 公正取引委員会のアドボカシー（競争唱導）機能の強化

- 規制や取引慣行等により競争が十分に働いていないと考えられる分野
- デジタル市場等、市場が急速に変化しつつあるため、迅速な競争実態の把握と競争上のルール整備が求められる分野

などにおいてアドボカシー機能を十分に発揮し、競争環境を適切に整備することで、事業者のイノベーション・成長を更に促進させ、日本経済の競争力を強化していく必要。



今後とも、関係府省庁との積極的な対話と戦略的な連携、説得力ある提言、効果的な対外発信、適時適切なフォローアップ等を通じて、アドボカシーの実効性を強化していく。 また、そのために必要な機能強化を行っていく。